

令和4年度 松戸市地域密着型サービス事業者指定等に関するガイドライン
(令和4年4月1日)

目次

- 第1 指定等に関する方針
- 第2 運営等に関する方針
- 第3 その他

第1 指定等に関する方針

1 令和4年度 開設事業者の指定申請

(1) 次に掲げるサービスについては、令和4年度開設分として、整備事業者を公募する予定です。

- (ア) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (イ) 小規模多機能型居宅介護
- (ウ) 認知症対応型共同生活介護
- (エ) 看護小規模多機能型居宅介護(旧複合型サービス)

※公募を開始する前に限り、事前相談を随時受け付けておりますので、相談にお越しの際は、事前に電話等で予約をお願いします。

※介護保険法、松戸市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等、関係法令を熟読の上、お越しく下さい。

※できる限り、開設を検討している場所などがわかる具体的な資料をお持ちください。

(2) 次に掲げるサービスについては、随時の指定申請を受け付けます。

なお、当該サービスの指定(開設)年月日は、松戸市介護保険運営協議会への諮問手続きの日程を踏まえ、相談のうえ決定します(原則として、指定年月日は各月1日とします)。

- (ア) 夜間対応型訪問介護
- (イ) 療養通所介護
- (ウ) 認知症対応型通所介護

(3) 上記(1)(2)に記載のないサービスについては、第8期介護保険事業計画期間内に指定予定はありません。

(4) 地域密着型通所介護事業所については、本市において地域密着型通所介護・通所介護の利用状況を考慮すると、供給が需要を上回っている状況であること、また、重度者向け在宅サービスとして小規模多機能サービ

ス等の整備を推進することを踏まえ、新規開設（出張所を含む）・定員の増加は原則として認めないこととします。

2 指定申請書式

(1) 公募により指定事業者を決定するサービスについて

公募の結果、開設事業者として選定された後に、指定申請書類の準備をお願いします。

(2) 随時の指定申請を受け付けるサービスについて

事業所はその旨を介護保険課に相談し確認を受けた上で、指定申請書類一式をご提出ください。

(3) 指定申請書類の様式について

松戸市公式ホームページ（まつど DE いきいき高齢者）の「地域密着型サービスにおける指定更新の申請及び廃止・休止・再開の届出について（申請に必要な書類の様式等）」をご参照ください。

3 指定時期

(1) 公募により指定事業者を決定するサービスについて

指定年月日については、開設準備の状況及び松戸市介護保険運営協議会への諮問手続きの日程等を踏まえ、相談の上決定します（原則として、指定年月日は各月1日とします）。

(2) 随時の指定申請を受け付けるサービスについて

指定年月日については、開設準備の状況及び松戸市介護保険運営協議会への諮問手続きの日程を踏まえ、相談のうえ決定します（原則として、指定年月日は各月1日とします）。

4 令和4年度以降の開設を計画している事業者の事前相談

事前相談は、随時受け付けています。なお、事前相談があった事業者を指定するとは限りませんので、ご承知おきください。

※相談にお越しになる時は、事前に電話等で予約をお願いします。

※介護保険法、松戸市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等、関係法令を熟読の上、お越しく下さい。

※できる限り、開設を検討している場所などがわかる具体的な資料をお持ちください。

第2 運営等に関する方針

1 「人員、設備及び運営に関する基準」について

人員については、「松戸市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（松戸市条例第9号（令和3年3月29日）」及び「松戸市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（松戸市条例第10号（令和3年3月29日）」によります。下記の事項については、次のとおりの取り扱いとします。

(1) 次に掲げるサービスの計画作成担当者は、原則として常勤とすることが望ましい。

- (ア) 認知症対応型共同生活介護
- (イ) 小規模多機能型居宅介護
- (ウ) 看護小規模多機能型居宅介護

(2) 管理者や計画作成担当者等が多職種の兼務を行う場合は、管理業務等のその職種に主に従事すること、若しくは同等の勤務時間を従事することし、月の勤務時間の半分以上とほぼ等しくなることが望ましい。

2 「介護報酬」について

介護報酬については、厚生労働省告示等に準じるものとします。

第3 その他

1 日常生活圏域に関する考え方

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

1 事業所が、複数の圏域を担当することを可能とします。

(2) 夜間対応型訪問介護

1 事業所が、複数の圏域を担当することを可能とします。

1 圏域に複数の事業所を指定することを可能とします。

(3) 地域密着型通所介護

1 事業所が担当する圏域は、松戸市全域とします。ただし、送迎のできる範囲とします。

(4) 療養通所介護

1 事業所が担当する圏域は、松戸市全域とします。ただし、送迎のできる範囲内とします。

(5) 認知症対応型通所介護

1 事業所が担当する圏域は、松戸市全域とします。ただし、送迎のできる範囲内とします。

(6) 小規模多機能型居宅介護

(ア) 1 事業所が担当する圏域は原則として事業所が所在する圏域とします。

(短期利用型については、この限りではありません。)

(イ) 事業所の所在地に隣接する圏域に同サービスが整備されていない場合は、その圏域を兼ねて担当することを可能とします。

(ウ) サービスが整備されていない圏域及び当該圏域に隣接する圏域にもサービスが整備されていない場合は、より近い圏域の事業所が担当することを可能とします。

※市内被保険者が上記以外でサービスを利用する場合、その旨を介護保険課に相談し確認を受け、利用できるものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、事後報告で差し支えありません。

※いずれの場合においても、送迎・訪問に支障がない範囲内とします。

(7) 認知症対応型共同生活介護

1 事業所が担当する圏域は、松戸市全域とします。

(8) 地域密着型特定施設入居者生活介護

1 事業所が担当する圏域は、松戸市全域とします。

(9) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

1 事業所が担当する圏域は、松戸市全域とします。

(10) 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

(ア) 1 事業所が担当する圏域は原則として事業所が所在する圏域とします。

ただし、別表に定める保健福祉センター管轄地域内であれば、担当することを可能とします。

(短期利用型については、この限りではありません。)

(イ) 事業所の所在地に隣接する圏域に同サービスが整備されていない場合は、その圏域を兼ねて担当することを可能とします。

※市内被保険者が上記以外でサービスを利用する場合、原則、その旨を介護保険課に相談し確認を受け、利用できるものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、事後報告で差し支えありません。

※いずれの場合においても、送迎・訪問に支障がない範囲内とします。

2 松戸市内の地域密着型サービスの利用対象者

(1) 松戸市の地域密着型サービスの利用者は、原則として市内在住で要介護度の認定を受けている方です。利用するサービスにより、利用条件となる要介護度が違います。

(2) 他市区町村から転入した者による市内地域密着型サービス事業所の利用については、市内地域密着型サービスの利用について、原則として

3か月以上松戸市の介護保険被保険者であることが条件となります。

(住民基本台帳に記載されてから3か月经過していることとします。)

※転入の場合は、実際の転入日ではなく転入届の提出日から3か月と1日以上経過している必要があります。

(3) 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事由に該当する者については、転入後の経過期間にかかわらず、事業所がその旨を事前に介護保険課へ申請し、承認を得た場合は、市内地域密着型サービスを利用することができるものとします。申請をする場合、当該利用希望者の状況について記述した別紙(様式は任意)を申請書に添付して提出して下さい。なお、当該事業所は、当該利用希望者がサービスを利用開始した後、2週間以内に介護保険課へ報告することとします。

(ア) 利用希望者の金銭管理、各種官公署の手続き、その他日常生活上の諸手続きを主として担う者(家族・親せき等(以下、「生計を担う者」とする。))の転入に伴い松戸市に転入した者

(イ) 松戸市内の生計を担う者の住所へ転入する場合

(ウ) 松戸市内に生計を担う者がおり、かつ生計を担う者の住所とは別の松戸市内の住所へ転入する場合

(4) 前項の場合においては、次の要件のいずれかに該当することが必要です。

(ア) 利用の申請をしている既存の待機者がいないこと

(イ) 既存の待機者よりも利用等の必要性が高いこと

(その際には、理由を申請書に記載してください。)

※各申請書等の様式については、松戸市公式ホームページ(まつど DE いきいき高齢者)の「松戸市指定地域密着型サービス事業者指定に関するガイドラインについて」をご参照ください

(5) 市外被保険者の利用についての考え方

松戸市に住民票がない方は、松戸市指定地域密着型サービス事業所の利用は原則できません。ただし、他市区町村長が、当該他市区町村の被保険者に本市の地域密着型サービス事業所を利用させるためには、当該事業所を指定する必要がある、その場合には、本市の同意が必要となります。

※具体的な手続き

他市区町村長が当該事業所において他市町村の被保険者を利用させる場合は、事業所内で、その者が本市の地域密着型サービス事業所の利用を認めるにやむを得ない事情があるか否か、地域密着型サービスの趣旨を大きく外れてはいないかを、総合的かつ十分に検討の上、本市と協議してください。

事業所において、利用者の保険者である市区町村の担当課と協議し、当該手続きに従い、指定申請を行ってください。

※本市の「同意」については、当該他市区町村の依頼に応じて行うものとします。各申請書等の様式については、松戸市公式ホームページ（まつど DE いきいき高齢者）の「松戸市指定地域密着型サービス事業者指定に関するガイドラインについて」をご参照ください。

3 非常災害対策について

松戸市の指定基準条例に基づき、非常災害に関する計画及び関係機関との連携体制について、それらを整備し、従業者だけでなく利用者及びその家族にも周知することが必要となります。

具体的に必要な項目として、以下のようなものが挙げられます。

(1) 連携体制の整備

例：災害発生時、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるように従業者に周知するとともに、地域の消防団や町会・自治会を通じて地域住民などとの連携を図り、避難等に協力してもらえるような体制づくりを整備する。

(2) 利用者及びその家族への周知

例1：管理者や生活相談員などの連絡先がわかるような緊急連絡網を作成し、家族との共有を図る。（年1回）

例2：電話等の通常的手段で連絡が取れない場合に備え、「災害用伝言板」や「災害用伝言ダイヤル」などの緊急時の連絡体制についても家族と事前に話し合う。（年1回）

(3) 避難場所の想定

例1：火災や地震、風水害など災害の種類に応じた、避難場所を想定する。

例2：事業所から屋外へ避難する経路や一時避難場所について周知する。

(4) 避難方法の想定例

例：利用者の状態ごとに避難するための手段を決め、それがすぐにわかるよう見分け方等を決めておく。

(5) 非常災害計画の見直しと掲示

例：火災や地震、風水害などに対応し地域の実情に応じた計画の作成と掲示等による事業所内での閲覧体制を整える。

別表

保健福祉センター名	管轄地域（日常生活圏域）
小金保健福祉センター	小金、小金原、新松戸、馬橋、馬橋西
常盤平保健福祉センター	常盤平、常盤平団地、五香松飛台、六実六高台
中央保健福祉センター	本庁、矢切、明第1、明第2東、明第2西、東部

【問合せ先】

松戸市 福祉長寿部 介護保険課

事業者班（事業所の指定・運営関係）

電話 047-366-4101

FAX 047-363-4008

総務企画班（施設事業者の公募関係）

電話 047-366-7370

FAX 047-363-4008